

## 第2回 統計業務プロセス部会議事録

1 日 時 平成30年12月13日（水）9:56～12:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

川崎 茂（部会長）、野呂 順一（部会長代理）

【臨時委員】

神田 玲子（（公財）NIRA総合研究開発機構理事）

山本 渉（電気通信大学大学院情報理工学研究科准教授）

【専門委員】

西 美幸（アビームコンサルティング（株）シニアマネージャー）

【審議協力者】

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、  
埼玉県、東京都

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、阿南次長、肥後次長、神棒補佐

政策統括官（統計基準担当）：北原統計企画管理官

4 議 事

- （1）統計棚卸しの取組の方針について
- （2）書面調査の結果分析について
- （3）その他

5 議事録

○川崎部会長 それでは、多少早いのですが、せっかく皆様がおそろいですので、これから統計業務プロセス部会、第2回を開催させていただきます。

お忙しい中を御出席いただき、ありがとうございました。

今日は、この部会の全部で4回あるうちの第2回ということで、前回は第1回ということで、初めての会合でしたが、大変積極的にいろいろな御意見をいただいて、本当にありがとうございました。前回と今日の御意見がもとになって、今度は報告案が作られて、次回が多分その報告案を審議して、それで最終的にまとめるというのが第4回ということになるのだらうと思いますので、今日が内容面での深い審議ができる2回目の大事なチャンスだと思いますので、是非また前回同様活発な御意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、いろいろ資料を用意していただいているようですので、事務局の方から簡単に御確認、御説明をお願いします。

○神棒総務省統計委員会担当室長補佐 それでは、お手元の資料について確認させていただきます。「統計棚卸し取組の方針(案)」についての資料が資料1、「オンライン調査・回収の導入促進」についての資料が資料2、「調査票の回収率の状況」についての資料が資料3、「民間委託の状況」についての資料が資料4、「統計の利活用の状況」についての資料が資料5、その他、参考資料1として「第1回統計業務プロセス部会議事概要」を準備しております。

資料の確認は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。今日、議事は2つあって、最初に「統計棚卸しの取組の方針について」ということで、前回議論になりましたことを踏まえて整理したものが1点目。それから、その後、一番大きな本題になりますが、「書面調査の結果分析について」の第2回目ということで審議をさせていただいて、そちらの方にどちらかという時間をじっくりとりたいと思っております。

それでは、最初に、事務局から、私と事務局で相談しまして、「統計棚卸しの取組の方針について(案)」というものを作成いたしました。これは、前回の御質問、御意見などを踏まえて整理したものです。これについて、事務局から御説明をお願いします。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 資料1を御覧ください。この1枚紙です。前回、進め方についていろいろ御質問をいただきまして、口頭では大体お答えしたのですが、1度整理した方がいいかなと思ひまして、部会長に指示をいただきまして紙にまとめさせていただきました。

まず1番、議論の進め方ですが、対象統計が、毎回言って恐縮ですが、250と多くて、我々もそうですが、各府省側も結構大変だということで、なかなか細部までいきなり検討できないという事情もありまして、第1巡目、3年で大体1巡と考えていますので、3年間につきましては、プロセスごとの「視点」を設定して、業務の概況を把握して、全般的な方向性を示すということを目的にしてはどうかと考えております。

特に業務統計につきましては、これまで統計としての検証が十分行われておりませんで、今回もいろいろ見てきて、こういうのがあるのかとか、こういう状況なのかというのがようやく分かってきたというところもございますので、1巡目につきましては、各統計の実態を把握した上で、改善の方向性を示すということにして、2巡目から個別の、1個1個取り出したような検証をしてはどうかと考えております。

他方、調査統計につきましては、従来から基本計画とかガイドラインが割とできていまして、検証もある程度やっておりますので、ある程度個別に焦点を当てた検討もできるのではないかと考えております。

2つ目の丸のところではありますが、設定する視点につきましては、全統計を統一の視点で見る。3年で1巡ですので、毎年大体3分の1ずつ取り出して棚卸しをするわけですので、毎年変えてしまいますと全体を通して見られなくなってしまいますので、基本的に1

巡の間は、大幅な変更は行わないこととしたいと思っておりますが、そうはいつでも、毎年やってみて、こういう視点が更に必要だという小幅な修正とか、もっと深く知りたいみたいな、少し深めるような質問の追加とかは必要かなと思っております。

それから、次の段落ですが、そうして作った書面調査の結果に基づきまして審議を行うわけでありましたが、その審議の中でも、ここを掘り下げたいとか、新たにこういうところも調べたいということも出てくると思いますので、その場合、報告書作成までに時間的余裕があるものは、その範囲でできそうなものは追加で調査をして作業を行いまして、なかなかそれが難しい場合は、翌年度の調査項目に反映することとしたいと思っております。

他方、前回、西専門委員からも御指摘がありましたように、どんどん増やしていくと各府省の負担も大きくなってきてしまうところもございますので、これはもういいかなというものは随時減らすようなこともやっていって、全体として余り作業のボリュームが増え過ぎないようにも考えたいと思っております。

それから、2点目ですが、報告書のまとめ方、ここで検討したものが各府省にどう伝わるのかという御意見、御質問がありましたのでまとめてみましたが、報告書には、先ほど申し上げた全般的な指摘を書くわけですが、その指摘の判断材料となった各統計の状況、これは書面調査とかで調べたものがありますので、これについては、個別の統計ごとに、〇×表みたいなものをイメージしていただければいいのですが、状況が分かるように、統計ごとの状況を表で整理したようなものを載せたいと思っております。報告書を作成する過程でそれを各府省にも確認して、各府省及びその統計作成者とも自分の統計がどういう位置付けにあるかというものを共有できるようにしたいと思っております。

それから、指摘をまとめた報告書につきましては、統計委員会に報告することになりますが、そこで了承を得られた後、統計委員会から各府省に送付して、改善を求めるといったような形にしたいと思っております。

以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。これは、前回の議論を大体なぞったような形ではありますが、我々の議論の前提ということでもありますので、1度書き下してみようということでありました。

ということで、おおよそそのようなイメージの進め方ということになりますが、ここに書いてあることで大体よろしいでしょうかということ。それから、またこれでまだ足りないところがあるだろうかということもあろうかと思っておりますので、もし何かお気付きのことがありましたら、遠慮なく御意見、御質問等をいただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。どうぞ。

**○神田臨時委員** 前回のこういう方針をまとめていただいたことは大変重要だと思って、ありがたく思っています。

ただ、前回の議論の中で、3年で2割のコスト削減をするという目標があったと思うのですが、これの方針で、今回3年間でその2割のコスト削減が実現されるかということ、少しそこは分からないので、そこについての具体的な手順、手段というのを、もしこれをベースにするのであれば書き込む必要があると思っております。

○川崎部会長 それはどうですか、何か事務局の方でございますか。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 3年で2割の取組というのは、各府省が計画を作っておりまして、枠組みとしては別にありまして、この棚卸しの取組の中でもそれを、要は各府省が自分でやると、オンライン化とかいろいろメニューを定めておるのですが、それを消化する中で、棚卸しをやっていく中でもその消化に寄与するといえますか、そういう関係にあって、棚卸しだけで3年で2割という関係にはありませんので、直接的に結び付けるような形にしなくてもよいのではないかと考えております。

○川崎部会長 ということは、その3年で2割という目標があって、それが進行中であることを視野に入れるくらいの趣旨ということが、ここで踏まえられればいいというのが全体の枠組みの整理ということ。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 そうですね、それにも貢献するという位置付けだということ。

○川崎部会長 どうぞ。

○神田臨時委員 ということは、その3年で2割が実現されているかどうかというのを、そういう状況を少なくとも把握するところまでもしないのですか。実際それが達成できているかどうかというのは、どう確認していくのでしょうか。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 3年で2割の計画は、今年の春頃、各府省で定めていまして、そのフォローアップは来年行われると思われま。

○神田臨時委員 分かりました。あと、もう一つあります。

○川崎部会長 どうぞ。

○神田臨時委員 これは提案のようなものですが、ある意味で現状の把握を中心にするのはやむを得ないと思うし、それは重要ですが、せつかく評価をするのであれば、例えば、前回の話しにあった、マニュアルを作って、どうすれば業務の効率化がオンラインとか自動化によってできるのかという、そういうモデルケースのようなものを作成することが重要だと思います。例えば、どの統計が理想的なモデルケースになるのか、あるいは、もしそれが現時点でないのであれば、どういうことを各府省の方々に期待しているのかというように、マニュアルとかそういうものを提示するという方が、各府省がそれを受けとめて自主的に何を改善するかという議論にもつながると思います。だから、スコアリングは重要だと思いますが、それはパフォーマンス評価であって、ではそれをどうやって改善したらいいかというその手段までは提示できていないと思います。やはり、マニュアルみたいなものが必要ではないかと思いました。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 数が多いということがあって、その特定のものを取り出すアプローチと、全体に網を掛けるというアプローチと両方あると思うのですが、まずは全体を見るという入口から入っておりまして、その改善の方法は、要は個別の、結局プロセスごとの視点になってしまっているのは間違いなくて、全体を通した視点にはなっていないで、そこがBPRとしてどうかというところは、当初から私も自覚はしておるのですが、数が、全部見るという前提がある中で、その横割りのモデルケースみたいなものができればいいのですが、なかなかそこまでやり方がまだ思い浮かんでないというのが正直

なところで、現状だと個別の例えばオンラインとか、いろいろなチェックをどうやっていくかという部分部分ではありますが、やっている人がどういうふうに行っているかというのを、そのプロセスごとにうまくやっている人の状況を、なるべく優良事例的なものを取り出して示して、真似ができるようにということかなと思っています。

何か模範的な統計で真似すべきもの、上流から下流まで全部みたいなものは、なかなか現状でお示しできるか分かりませんが、プロセスごとのうまくやっている人を取り出して、その例を、例えば、こういうチェックを細かくやっていて、それをマニュアルでこういうふうに分かりやすく示している人がいるという事例を報告書なりに載せてあげることによって、できてない人が真似できるようになったらいいかなと思っています。

○川崎部会長 少しいいですか。分かりましたが、結局、今の神田臨時委員のお話は、この報告書の中で私はできると思うのですが、ただこの書き方がその辺が読みにくいのかもしれないと思ったのです。今、阿南次長が言われたのも、なかなかここは扱いがやりにくいかもしれないが、これから議論の中で報告書にどうまとめるかを話し合えばいいことなので、今からどこまでできるかというのは、この段階で決めなくてもいいのではないかと思います。

ここの文章が、書き方が、順番を逆にした方がよかったのかなと今お話を聞きながら思ったのですが。これは指摘だけではなくて、こういうものを記載して分かるように作ると書いてありますが、実は、順番としては、各府省の状況を評価して、それを踏まえて課題を指摘し、そして必要な提言を行うと、それを記載するというのが多分我々のミッションなので、そういうことを書いておけば、今おっしゃったのは、こういう提言も入れられますよねという確認だろうと思うので、それは当然できると思うのです。我々はこの報告書の中でやるべきだと思うので、そういう趣旨のことを少し、修文レベルかもしれませんが、今のことを踏まえて直した方が趣旨がよりよく分かるかなと思いました。したがって、例えばどういうマニュアルみたいなものを今後作ったらいいとか、そういう提言は、これからの議論の中で是非取り上げていったらと思うのですが、そんな感じでいかがでしょうか。

○神田臨時委員 はい、結構です。

○川崎部会長 いいですか、それで。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 はい。

○川崎部会長 では、これは少し文章も直した方がより趣旨がうまく理解できるかと思えますので、その御指摘を踏まえて少し修正を考えたいと思います。ありがとうございました。

ほかには何か。どうぞ、お願いします。

○野呂部会長代理 前回、部会長からお話があったことについてですが、たくさんの統計があるので、重要度で濃淡を付けるのはどうかというお話が書かれていないのですが、この間いただきました1,000ページものを拝見しましたら、確かにこれは一般では余り使わないだろうなという、例えば、公務員の方の実態調査とかいうのを一般の企業では使わないとかいうのもある中で、ただ、あれだけのたくさんのものをそのように重要度で分類でき

るかどうかという点が、入ってないなという気がいたしました。

○川崎部会長 なるほど。確かに、予断をもって重要、重要でないというのも難しいところがありますよね。その意味で少し網羅的な書き方をしているので、どうしますかね。そのこのところを余りこう、文面を書くのは、私はにわかにはアイデアが思い付かないですが、何がありますか。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 我々も集計していて、そのように感じております。特に業務統計というのは小さいものがいっぱいあって、同じように作業をする必要があるのかなというのは思っています。ここで質問項目とかを、書面調査の項目とかを作るときに、この項目は、例えば規模がこれ以上とか、何か対象を絞るような視点があってもいいと思っております。

○野呂部会長代理 逆に、今日の資料を予習しましたところ、アクセス数が1万以上とかという形で、ある意味で重要度も、付けていらっしゃるので、そういう要素を少し盛り込めないかという、そういう趣旨なのです。

○川崎部会長 なるほど。そうすると、抽象的に言えば、利用頻度の高いものなどのその重要性、あるいは利用者のアクセスのレベルなどに応じてその検討の深さを考慮するという趣旨のことを少し入れておけばいいでしょうか。そういう方針を、文章はうまくこれから整理するとして、我々の議論の中では頭に置きながら報告書にそれを盛り込むというようなことでやっていけたらと思いますが、そういう感じでよろしいでしょうか。

○野呂部会長代理 はい。

○川崎部会長 ほかに何かございますか。どうぞ。

○神田臨時委員 今回は棚卸しなので、利用度が多い統計に時間をかけるということにはならないと思います。利用度が少ないものこそ効率化すべき部分もあると思います。そこは、各個別の統計の統計を作るというのか、幾つかの統計の属性を分類して、そのグループごとのディスカッションをすることになるのではないのでしょうか。

○川崎部会長 そうですね、確かに。

○神田臨時委員 特性で統計を分類していくことではないかと思えます。

○川崎部会長 実は、社会的には重要だが、知られてないがゆえに使われてないというものもあるかもしれませんので、確かにそうかもしれませんね。そこは少し書き方も、変に誤解される書き方をするのもよくないので、今のことは気を付けたいと思います。

どうぞ。

○西専門委員 今の話に関連してですが、恐らく調査の規模で、プロセスの特徴が恐らく違いとして出てくると思っています。今回の部会の目標、業務プロセスの部会ということで、主にBPRを目的されていると思うのですが、調査の対象としておしなべて広く見ていくというのは重要だと思うのですが、恐らく大規模調査だったらこういう手順を踏んで調査をやっているとか、小規模だとこういう手順で調査をやっているという、その手順の中に具体的な改善すべきポイントが出てくると思っていますので、恐らく今回調査対象としているものをおしなべて特徴を出すと、実際に各省庁が実践しようと思ったときに、非常に抽象度の高い改善点しか恐らく出てこないように思っていますので、そこは是非分類をし

て、手順をできるだけ深掘りしていくことができると、多分より具体的な改善の提案というものに踏み込めるのではないかなと思っています。

冒頭の神田臨時委員のお話にもあったのですが、国でよくガイドラインを作られるときというのは、大体全般的な調査の中に、ベストプラクティスとして、こういう特性を持った調査であれば、こういう手順で改善の効果を出しているという具体例を幾つか出して、実践しやすい形での情報提供というのをされていらっしゃると思うので、今年成果として出しにくかったとしても、来年度、阿南次長がおっしゃったような形で、特によい取組をしている調査をピックアップして例示をしていくという形も、提案の仕方としてはよいのではないかなと思っています。

**○川崎部会長** ありがとうございます。確かに今のようなプロセスの特徴を踏まえて、おしなべての一般化ではなくて、ジャンルごとにとか、カテゴリーごとによっていくということが必要だろうという感じがします。

それから、ガイドラインとかベストプラクティスみたいなものを最終的には提言していくとか、まとめていくというのが目標になるというのは、今年度だけでは無理かもしれませんが、複数年度の作業ですから、その中で視野に入れてやっていくというのが確かに必要なのだろうと思います。

この方針自体は、書いてあるとおり、1巡目は、2巡目はと書いてあるわけですので、ある程度長期にわたっての方針という気持ちでもあると思いますので、そこら辺を先々我々もスタートした初心を忘れないようにするためにも、うまく書き込むことを工夫してみたいと思います。これはまた会議が終わってから事務局と私の方で相談して修正をしてみたいと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

**○山本臨時委員** 先生方の御意見にとっても賛成でして、調査を幾つかの重み付けして重点化するとか、ベストプラクティスを探すとか、あと、私も最初にこの部会について相談いただきましたときに、業務プロセス等の改善と伺っておりましたので、西専門委員のコメントのように、個別の統計調査ですか、一般統計、基幹統計から業務統計に至るまで、ビジネスプロセスみたいなものを分析して、そこで例えば無駄を省くとか、ここはこういう手がありますという改善をするのかなと当初は思っておりました。ところが、業務統計のお話を伺ううちに、担当者が1人とか2人とか、大きなビジネスプロセスの改善という取組をするには、少しコスト的に重いようなものもございましたので、今回統計の種類で分類していただくのは、まずよかったなと思っております。

ただ、それで今日の資料を私も少し拝見しまして、統計の種類という切り方もありますが、そのそれぞれの統計で使われているオンライン回収ですとか、調査票の回収率とか、民間委託とか、そのプロセスのステップごとに切っていただくという、前回と今回の事務局のアプローチは、全体がまだ見通していない中では実行可能なのではないかなと思いました。

ただ、切り方が今後の議論とか、我々が教えていただくことにも左右しますので、川崎部会長もおっしゃっていましたが、初心を忘れずに、少し幅広にこういう切り口を増や

していきながら、一般統計、基幹統計では従来からやっておられる、それから民間委託のガイドラインも作られておりますので、そういうものも参考にしながら、それから、業務統計の数が一番多いので、そこにどう働きかけていけるかという意味では、神田臨時委員、野呂部会長代理、西専門委員がおっしゃっているようなことは、今後は少しずつ意識しながらやっていくのがいいのではないかなと思いました。おおよそやっつけらることで、方向性としては皆様が御議論いただいている方向なのではないかと感じました。

**○川崎部会長** ありがとうございます。今我々が取り組もうとしていることをうまく表現するというのは、意外とやってみるとなかなか難しいものだなということを思いましたが、100点ではないにせよ、ある程度合格点はいただいているのかなと思うので、これをもう少し100点に近づけるようにしていきたいと思えますし、こういう方針というのは、我々自身もこれでいいと思いつつながら、何か我々のアプローチをだんだん議論しながら磨いていくようなことも必要になると思うので、これで1回決まりということよりも、少しずつ内容をよりの確なものにしていくようにしながら、それを記録に残すようにしていけたらと思っておりますので、ここで一旦整理をして、また次回も御覧いただくような格好にしたいと思います。またその上で更にこうしたらいいというのがあれば、走りながらまた改善していくと。とにかくこの統計業務プロセス部会が初めての部会で、まだ2回目ですので、我々自身がやり方を定義するようなことをしなければいけないのかなと思っておりますので、そういう目で引き続きこの内容面での議論もよろしくお願ひしたいと思います。

では、この資料1につきましては、そのような扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○川崎部会長** ありがとうございます。

それでは、いよいよこれから次は「書面調査の結果分析について」ということに入ります。書面調査の結果分析につきましては、4つの資料、4つのテーマについて作成をいただいております。これを順番にそれぞれ話題を切りながら議論をしていって、それで最後、また全体を振り返っての議論の時間を少し取れたらと思っております。

それでは最初に、「オンライン調査・回収の導入促進について」ということで、こちらの御説明をお願いします。

**○阿南総務省統計委員会担当室次長** それでは、資料2に沿って説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして1ページでございますが、青い枠で囲ってあるところは、既存の政府の方針とございますか、こういう方針でこの項目をチェックしましたということが書いております。

まず、既存の方針として、「公的統計の整備に関する基本的な計画」においてどう位置付けられているかということですが、「オンライン調査の導入及びオンライン回答率の向上は、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るとともに、調査票の回収・記入率の向上を通じた正確性確保への寄与及び、統計調査業務の効率化を実現するための有効な手段」とまず位置付けられております。

それから、それを実現するための方針として「オンライン調査の推進に関する行動指針」が定められておりまして、その中で、優先的にオンライン化に取り組むべきものが幾つか



定められております。ここに記載されていますが、「基幹統計調査、報告者数が10万以上の調査」。これは、報告者数が多ければ効率化とか報告者負担軽減の効果も大きいだろうということで、優先的に取り組むべきと考え、報告者数で切っております。それから、「月次や四半期で同一報告者に継続的に報告を求める調査」ということで、これは、オンライン調査というのは、従来の紙に代わる新しいもので、最初少しとっつきにくい場合があるので、継続的に同じ人がやってくれる場合は、それは1度慣れてくれれば継続的にやりやすいし、そうすれば紙より便利だろうということで、継続的なものは優先的にやろうということになっています。それから、「公的機関を報告者とする調査」。公的機関であれば、お願いすれば取り組んでくれるだろうということで、この4つにつきましては優先的に取り組むべきということにされております。

ただ、ここに書いてありますが、既にオンライン導入率は、政府の統計調査で8割を超えているような状況でありまして、この項目に限らず、もう少し広くオンライン調査を導入すべきものを見ていったらどうかということで今回検証してみます。具体的に後で出てきますが、10万ではなくて1万件以上のものにつきまして深く見てみたということです。

次の2ページに行きまして、まず、オンライン調査の導入状況であります。通常でありますと、棚卸し対象統計だけ書面調査をして、その結果だけをまとめておるのですが、オンラインの導入状況につきましては、それ以外の基本的に全ての統計でどのぐらいオンラインにしているかというデータがありますので、今回、棚卸し対象が世帯対象統計なので、基幹統計も含めて世帯対象統計全体でオンラインをどの程度導入しているかというものを少し広く整理してみました。

このグラフは、左から客体数が多い順に並べていまして、これは先ほど申し上げたとおり、客体数が多い方が効果が大きいから導入を優先的にやるべきだろうということでこういう順番に並べております。まず青いのがオンラインを導入済みのもので、オレンジ色のものがまだ導入してないものでありまして、この中で赤い丸がついているのが今回の棚卸しの対象の統計でありまして、特に今回はこれについて検証するということでもあります。

一番左が国勢調査からありまして、大きいものは基幹統計が多いのですが、ずっと右の方に行くと、結構客体数は多いがオンライン化してないものもかなりあると。先ほど全体では8割と言っていました。世帯向けの調査では余り進んでないもの多くて、このような割とオンライン化が進んでないものが多いというような状況が見て取れます。

先ほど1万以上と言いましたが、一番右の縦の点線が1万以上の枠で、ここから左側のもののうち、今回の棚卸し統計のものがどうなっているかということで検証してみたいということで、次のページ以下にまとめております。

3ページであります。ここで1万件以上のものを取り出して、これは各府省にオンラインを導入してない理由を確認した結果を書いております。これは上から客体数が多い順に並べてありまして、参考に回収率と現在の回収方法、オンライン以外の回収方法を整理して記載しております。

これをざっと見ますと、個人的には一応、理由があってやってないものが多いなという印象なのですが、まず1番目の環境保健サーベイランス調査ですが、理由が2つ書いてあ

りまして、1つ目は、疾病に関する情報なのでオンラインでは扱いたくないということ。2つ目は、健康診断、一斉に健診をやって、その場で報告をしてもらうというやり方をやっているということ。それから、小学生につきましては、クラスを通じて回収をやる。こうすることによって高い回収率が図れるということでもあります。

2つ目の公的年金加入状況調査につきましては、これは公的年金制度が少し複雑で、調査員が確認を行わないと正確な回収ができないのではないかと考えて、オンラインではなくて調査員による調査を中心に実施しているということでもあります。

3つ目ですが、体力・運動能力調査、これも調査員が現場で実際に運動などを行っているところを測定して報告するというやり方をとっているので、オンラインは無理だということでもあります。

4つ目ですが、国民年金被保険者実態調査、これは少し毛色が違うのですが、日本年金機構は、2015年に、情報漏えいの問題が発生したので、今は業務でインターネットの利用が禁止されているという状況にありまして、オンライン調査をするに当たっては、客体の情報をインターネットを経由して登録する必要があるが、それができないので、この調査についてはオンライン調査ができないというような回答であります。

次に原子爆弾被爆者実態調査であります。これは対象が高齢者であるためということで、これは恐らく80歳を超えているような人が多いような状態ではないかと思われま

す。次が生活と支え合いに関する調査ですが、これは、世帯票と個人票と両方あって、世帯の中でもプライバシーに関する保護をどうするかという、そういう質問もあるということで、その課題があるので、これはやらないというよりも検討しているというような回答であります。

国民健康・栄養調査は、今はやっていないが、導入予定という回答であります。

4ページであります。国家公務員共済組合年金受給者実態調査であります。これも年金の受給者なので、回答が高齢者だからということでもあります。

次は文部科学省の21世紀出生児縦断調査であります。これはこの後の厚生労働省の2つの調査と一緒に、縦断調査ということで、特定の対象者を継続してほぼ毎年調査を行っていく調査でありまして、文部科学省の調査につきましては、これはもともと厚生労働省がやっていたものを文部科学省が引き継いだというような形になっています。この理由も、他省でやっていた前身の調査から報告者の脱落を防止するため、報告者がなれている従来と同じ調査票の方法を採用したため、オンラインにしなかったということでもあります。

次の厚生労働省の方で、縦断調査につきましては32年に導入予定ということでもあります。

その次の厚生労働省の中老年者縦断調査につきましては、こちらは回答者が高齢なので、平成17年10月時点で50歳から59歳の者ということで、現在だと60代前半から70代前半ぐらいとそれなりに高齢の方が多からということでもあります。

次に出生動向基本調査であります。これは質問内容とか質問形式が複雑なため、調査員でやる必要があると。

それから、世帯動態調査であります。これは前回調査以前との連続性のある電子的な調査票の作成が困難であるということ、予算の確保が難しいというのが理由に上がって

ます。

乳幼児発育調査につきましては、これも乳幼児の計測を行って記入するので、オンラインはできないということでもあります。

社会保障生計調査につきましては、これも調査員がしっかり把握して記入する必要があるということでもあります。

下から2番目ですが、全国家庭動向調査についても、これも質問形式が複雑という理由です。

一番下の厚生労働省の有期労働契約に関する実態調査、これは準備期間が短くて電子調査票の作成が困難だという理由であります。

ざっと見ましたが、5ページにまとめておりました、今見てきましたように、オンラインを利用しない主な理由をまとめますと、一番上ですが、調査員が確認しなければいけないというものが4つありまして、対象が高齢者というものが3つ、実際に測定、問診とかを行いながら記入する必要があるというものが2つありました。

見てきたように、客体数が多い調査は効果が大きいと考えられることから、本来であれば積極的に導入を推進していただきたいところではありますが、調査の特性によってオンラインがなじみにくい場合もあると思われまます。一方で、高齢者なので難しいというものもありましたが、今上がっていた調査がそうだというつもりで書いているわけではないのですが、一般的に高齢者のインターネット利用が伸びていることも踏まえた検討が必要ではないかと考えております。データを載せておりますが、インターネット利用状況ですが、60歳から69歳で73.9%も利用している。前回の国勢調査ですが、単身の高齢者世帯の国勢調査のインターネット回答の割合が意外と高く、60歳から64歳が20%以上オンラインで回答してきている状況があります。

2つ目の丸ですが、「このほか」と書いてありますが、ほかの理由として、従来の調査と連続性確保とか、予算の確保が困難という理由が上げられておりますが、これは程度の差はあれ、オンラインを導入したほかの調査にも共通する課題であることから、引き続きオンライン導入に向けた検討をしていただきたいと思います。

それから、特に以下に上げたものについては、積極的な検討を期待したいと考えております。1つ目ですが、先ほど最後に書いていた厚生労働省の有期労働契約に関する実態調査ではありますが、これは準備期間が短くて電子調査票の作成が困難だという理由でありましたが、これにつきましては、回収率が比較的低くて56.3%ということと、調査員による調査票の確認とかが特に必要のない今や郵送調査で行われていること。それから、今回世帯調査がメインなのですが、これにつきましては事業所対象の調査で、比較的オンラインになじみやすいのではないかとことから、この準備期間の問題であるのであれば、準備を計画的に進めてオンライン導入を検討してはどうかと考えております。

2つ目ですが、21世紀出生児縦断調査、これは文部科学省のもので、他省で実施していた調査からの報告者の脱落防止という理由ですが、これは対象が若年層向けでありまして、郵送から完全にオンラインに入れ替えてしまえばそういう問題もあるかもしれないのですが、郵送に加えてオンラインを追加するのであれば、脱落防止にむしろその方が寄与する

のではないかとと思われることから、それから、同一報告者が継続して毎年やる調査でもあるので、更に厚生労働省の調査でもオンライン化を予定しているということでもありますので、これについてもオンライン化を検討してはどうかと考えております。

最後に国民年金被保険者実態調査であります。これは日本年金機構、厚生労働省の調査ですが、国民年金法で日本年金機構に委託をして調査を行うことになっていまして、年金機構がインターネットを利用できないからできないということでありましたが、これにつきましては、客体数が今言った中でも非常に多くて、回収率も更に際立って低くて37.1%ということで、更に調査員ではなくて郵送調査で行われているというようなことから、日本年金機構のインターネット利用の開始を待たざるを得ないのかもしれないのですが、是非オンライン調査を検討していただきたいと考えております。

続きまして6ページですが、これは、オンラインを導入したものでどれぐらいオンラインが使われているかということのをこれから分析したものでありまして、世帯調査なので、企業対象の調査とかと比べると全般的に利用率は低いような状況になっておりますが、左側の2つ、家計消費単身モニター調査、体育・スポーツ施設現況調査につきましては、少し事情が違いまして、回答方法をオンラインのみに限定しているため、回答率は非常に高い数字になっております。ですから、それ以降のものが今回検証の対象かなと思うのですが、高いのが市民の社会貢献に関する実態調査で、これは3割ぐらいありますが、ほかは余り高いものはなくて、特に右側の方の7調査は5%未満ということで、非常に低いような状況になっております。

順に見ますと、7ページと8ページに表を並べておりますが、これもオンライン回答率の高い順に並べております。7ページのオレンジ色っぽい色がついている最初の6調査が高いもので、8ページの青っぽい色を付けている7調査がオンラインの率が5%以下と、ほとんどオンラインで回答されてない調査になっております。

少しいろいろな要素で違いがあるかなと思って整理したものでありまして、オンラインの回答率、それからオンラインではなく全体の回収率、オンライン導入の時期とか、利用しているシステム。これは政府統計共同利用システムという、統計局、統計センターがやっているシステムを使っているものが多いのですが、このほかにも業者が持っているシステムを使っているものとか、あとは既存のほぼシステムの予算をかけずに電子メールを使っているというようなものもあります。それから、導入の個別の費用とか、あとはいろいろどんな工夫をしていますかという質問をしまして、積極的に周知をしているとか、HTMLに対応したような様式にしているとか、スマホとかタブレットを使えるようにしているとか、プレプリントをやっているとか、いろいろなそれぞれ工夫を書きました。

右側の2つの欄は、オンラインの現場での調査票の記載の仕方とかそういうようなことなのですが、案内の方法、どれぐらいオンラインを使ってもらおうと思ってやっているかという状況を確認したもので、右から2番目のものは、オンラインを優先的に案内していますということで、調査票とかの作りでもまずオンラインの方を先に書くとか、オンラインで是非やってくださいというものを同封するとか、そういうようなものを行っているのを二重丸。そういうことは特にやらないが、オンラインとそのほかの郵送とかの方法を同

等に扱っているのが丸。オンラインを補足的なもの、まず紙でやって、オンラインでも実はできますよという、少し劣後的な扱いをしているものを三角にしています。それから、右側の方はその中でも時期の話で、国勢調査みたいに、まず先にオンラインの調査をやって、その後に紙を配っているようなやり方をしているものを二重丸。そこまでではなくて、同時にやっているものを丸。逆にオンラインを後に提示しているものを三角にしています、少し似ているのですが、右側に2つの配り方の話をしています。

オンラインの高いものと低いものをざっと眺めてみたわけですが、特に目につくのは、8ページの下から4つ目の、内閣府の青少年のインターネット利用環境実態調査につきましては、今言ったオンラインの案内方法の右側が両方三角になっていまして、これは、原則調査員による面接によって調査を行いたいという趣旨で、その中でも日程が合わない場合だけ代替的にオンラインを案内しているということで、これはオンラインの、インターネットの利用状況を調べるものなので、インターネットを優先的にやってしまうと、インターネットを使える人ばかり回答が来てしまって偏るので、こういうやり方にしているということだそうです。

ということでありまして、9ページを見ていただきまして、いろいろな条件で並べてみたのですが、この書面調査をした結果からは、なかなか高いものと低いものと、こういうのをやっているから高い、こういうのをやっているから低いとか、余り大きな違いは見られませんでした。特にサンプルも少ないですし、ここから何か結論は出しにくいかなと思っております。

2つ目の丸ですが、オンライン利用が低調なもの、先ほどの青いものですが、情報通信関係の2つの調査と、農家等を対象とした農林水産省の5調査になっております。まず、農林水産省の調査につきましては、実は他の方法、調査員、郵送による回収が機能しているようでして、回収率自体は非常に高いものがほとんどでありまして、下に書いていますが、内水面漁業生産統計につきましては99.9%、ほかも90%台が並んでいるというような状況にあります。一方でオンライン回答はほとんど利用されていないような状況にありまして、利用者の意見の把握など、原因分析を行って改善方を検討してみてもどうかと考えております。

最後ですが、情報通信関係の2調査のうち、特に総務省でやっている通信利用動向調査につきましては、回収率が4割程度と低くて、調査精度上の問題があると思われることや、郵送調査との併用であって、これ自体はオンラインに移行しやすい。先ほど言ったように、調査員が確認とかをしているわけではないので、郵送からオンラインというのは比較的行きやすいのではないかということ。それから、オンライン回答が行われていない原因を検証して、改善に向けた取組を行っていただきたいと考えております。

この情報通信の両調査等でもオンラインが低い理由がよく分からないのですが、8ページの表を見ると、システムとしてほかと違って電子メールを使っているということで、オンラインといっても本格的にやっているわけではありませんで、もしかするとこの辺が利用しにくい原因なのかもしれません。オンラインで、メールでとっているとどうなるかという、その処理の仕方を聞いたところ、オンラインで来たものを1度業者が紙に印刷し

て、それをもう1回入力しているということで、業務処理上はオンラインのメリットが一切なくて、かえって手間がかかるような形になって、これはオンラインの回答が2%ぐらいしかないの、それでできているのだと思うのですが、本格的に伸ばそうと思うとそれでは回らなくなるので、システムの方も一緒に考えなければいけないかなと思っております。

この調査につきましては、客体数も5万近くあって、基幹統計に準ずるぐらいの規模があって、それなりにお金をかけて頑張ってもいいのではないかなという気も書面調査だけを見ると思いますので、少し頑張っただけならばというような気がいたします。

御説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見などがありましたら何でもお願いしたいと思います。いかがでしょうか。お願いします。

○野呂部会長代理 1つ意見ということで、7ページ、8ページ目のこのオンライン利用上の工夫というのが真ん中辺にあるかと思うのですが、特に企業向けではない個人が回答する調査で、単にオンラインで対応するというよりは、今はスマホやタブレット対応が重要ではないかと思えます。私もそうなのですが、自宅のパソコンは使わないのではないかと思うので、とりわけ報告者が企業ではない場合は、このモバイル型の対応のところをもう少し重点的に見た方がいいかなという気がいたしました。

もう1点が、これはたまたまの例ですが、鉄道車両等生産動態か何かの客体を聞きに行ったときに、プルダウンしてもうまく合う答えがなく、そこを飛ばそうと思うと次へ進めない、紙にしたというふうなことがありました。これはたまたまの例ですので、鉄道車両等生産動態統計調査の担当の方には申しわけないのですが、そういう意味では、今度企業にはいろいろな事情があると思うので、オンラインの回答をしている人に時々モニターして、その使い心地を聞いていかないとなかなか利便性が上がらないかなと思えました。

○川崎部会長 ありがとうございます。なるほど、そうですね。モバイルと、それから企業向けにはいろいろやってみた上でモニタリングですね、そのようなことが大事だということで、ほかには何かありますか。お願いします。

○西専門委員 今のお話で、実際に私が直接御担当させていただいている省庁の事例でも、スマートフォンの活用によってかなり回答率が上がっているという例はあります。これから実際にスマホを利用して、既にオンライン調査等が進んでいるものの、更に皆様の手元にあるスマホの活用というのは、これから各省庁も推進されようと思っていられる方々が非常に多いという印象を受けています。

調査のこういったものがスマートフォンに適用できるかというのも、ある程度類型化ができるのではないかと個人的に思っているところです。調査項目数が非常に多いものについてスマートフォンで回答するというのは、負担が大きい面もあつたりしますので、一定程度調査項目数が多いものについてはオンライン化を推進、オンライン化というか、実際にインターネット、ウェブ画面で見ていくというようなことをやったりですとか、調査が

比較的項目数が少ないものはスマホを推奨したりですとか、そういうふうに調査タイプがある程度類型化できるのではないかなと思っています。

7ページを拝見しますと、調査回答率が大きいものについては、政府統計共同利用システムというより、受託業者の独自のシステムというのの中には上がっているものが多い印象を受けています。これは、この調査にたけている実際の事業者が作ったサイトというのは、非常に回答のしやすさが高い印象を受けています。このような特徴も多分オンライン化が実際に進んでいるというところの特徴になってきているかと思えますので、こういう部分も見ていただいて、あとは実際調査項目数の特徴とか、そのようなところも考慮いただけると、よりこのような調査では効果的な手法はこうですというような具体例を出せるのではないかなという印象を受けました。

○川崎部会長 ありがとうございます。そうですね、そのベストプラクティスというか、このようなものが望ましいというガイドラインが見出せたらいいですね。

ほかにはいかがでしょうか。神田臨時委員、お願いします。

○神田臨時委員 今の意見と同じで、7ページ、8ページから、なぜ統計によってこのオンラインの利用率に差があるのか、その傾向を調べるとよいと思います。スマホを使っているか、あるいはどういうところに発注をしているかとか、今アイデアがありましたが、そこから何か結論が出るといいなと思います。

一方で、オンラインを導入しないという調査がありますが、どういう調査がオンライン調査に適さないのかというのも分析する必要があります。具体的に高齢者といっても、将来の高齢者はだんだん使うようになるので、これが100%正しいかどうかはわかりません。また、その調査員でないと調査の内容が複雑だとかいうのも、これも場合によっては、オンラインでうまく作られればそっちの方が分かりやすいのかもしれないですね。そこはうのみにせず、もう少し本質的にどういう調査が本来のオンラインには適さないのかというようなことを幾つか提案を出していただけるといいと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。引き続きありましたらどうぞ。よろしいですか。

○神田臨時委員 後にします。

○川崎部会長 遠慮なくどうぞ。

ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

○西専門委員 今の神田臨時委員のお話に関連してなのですが、例えば、類型化される時の考え方の1つとして、多分内部環境とか外部環境とかといった視点もあるかなと思っています。内部環境は、例えば客体の特徴だったりとか、あとは実際の調査の内容、自由記述の形が多いのか、イエス、ノーの形で答えられるものが多いのかといったところですか、あと、外部環境で行けば、実際にインターネットが使える環境、農山間部であればネットワークがなかなか届きづらい環境だったりとか、自治体が経路機関として入っている場合の自治体の環境だったりとか、そのようなところにも恐らく特徴が出てくるのではないかなと思いますので、今後類型化される際にそのような視点も加味していただけるといいのではないかなと思っています。

○川崎部会長 類型化の視点ですね。それは確かに重要ですね。

ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

○山本臨時委員 大したことではないのですが、7ページと8ページの表を拝見しまして、客体数の規模も調査ごとに違いますのと、調査頻度がもしかして幾つかのものは毎月だったりするのではないかと思ひまして、一番上の家計消費単身モニター調査が2,500万ですか、一番導入費用が高く掛かっているように見えるのですが、これは多分頻度の高い調査を繰り返しいろいろな項目を入力していただくので工夫していただいたという費用であつて、お金を掛けたから100とかそういう話ではないように思ひまして、調査の性格ですか、多分先生方のおっしゃっていることだと思ひのですが、少し補足できるような資料にしていただけるといいように思ひました。

○川崎部会長 なるほど、確かに規模と頻度で導入費用を割りますと単価が出るような感じではありますから、そういう意味では、これは規模の経済性が出やすい仕事なのですよね、きっとオンライン回答のシステムというのは。そういう意味では、そのあたりの情報も見えるようになると、より分析がしやすいということかなと私も思ひました。

どうぞ。

○神田臨時委員 オンライン調査を併用されているところが多いので、オンラインの回答とそうでない回答と、どういう違いがあるのかというのもチェックをしながら進めていく必要があると思ひます。オンライン化というのは、調査員の確保が多分今後難しくなっていくので、もうやらなければいけない。逆にオンライン化をしないと調査がゆがんでしまうかもしれない。昼間も人が家にいないとか。そういうことで非常に重要なテーマではあるのだが、その一方で、オンライン化することによって、調査の結果がどういふ影響を受けるのかというのも、本来は検討すべきと思ひます。

○川崎部会長 おっしゃるとおりで、大変それは大事なことだと思ひます。多分紙の回答、調査票とオンライン調査票というのは、実はよく似ているようで全然見た目に違うから、回答の偏りで別の傾向が出やすいというのはよく知られているところなのです。だからそれは、乱暴な言い方ですが、官庁よりも民間のアンケート調査の方が進んでいるところがあつて、もう民間のアンケート調査というのは、ほとんどもうオンラインになっているのです。逆に言えば、調査員調査だとコストがかかり過ぎて、もう民間はほとんどやれなくなっているというのがあることなので、そういう人たちと話していると、オンラインの調査票と紙の調査票を比べて、どういふ偏りの傾向があるかとか、あるいは、こうやって調査票を作った方が回答を得やすいとか、そういう分析が幾つか出ているようなところもあるのです。多分そこら辺の知見を得るためには、今の御意見に補足して言えば、民間でやっている実例なども学会などに報告されているものがあると思ひるので、そういうものを参考にしてオンライン化を考えていくことも必要かなと、今の御意見を聞きながら感じました。

ほかにはいかがでしょうか。

私からも1点思つたのですが、オンラインが導入できない理由としていろいろな理由が上げられていて、基本的には大体现実的な障害だなと思ひるので、ごもっともだなと思ひ反面、例えば、少し気になるのは、これは本当に事由になるかなというのがあるのですが、



どこかといいますと、世帯員間でのプライバシー保持、例えば3ページのところに、下から2番目の調査で「世帯員間でのプライバシー保持をどのように図るかも検討しているところ」というのがあるのですが、これは、オンラインの方が、逆に言えば、スマートフォンで個人ベースで答えたら、プライバシーを世帯員間でも見られずに答えることができ、保持しやすいという可能性もあるので、どうも新しいものというのはなかなか使い方が分かりにくいから、ややもすると新しい方をやる方がリスクだということもあるのですが、逆にそれはチャンスかもしれないので、そこら辺の見方を、障害だと思っているところを逆にオンラインを使うことでチャンスに変えられないかという見方をさせていただくことも必要かなと思います。その意味で、最後の整理の仕方のところで、理由をよく精査していく必要があるのかなと思っていて、必ずしもプライバシーだからとか、そういうのでやっていくとうまくないのかもしれないので、ここら辺は、最後まとめるときに改めてよく考えてみたいと思いました。

ということで、私からの補足は以上ですが、ほかには何かありますか。

では、よろしいでしょうか。ありがとうございました。では、今のようなことをまた今後の報告の中に整理をして取り込んでいけたらと思います。

それでは、次の資料に参りまして、「調査票の回収率・有効回答率の状況について」ということです。事務局の方から御説明をお願いします。

**○阿南総務省統計委員会担当室次長** 資料3を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、まず青枠のところですが、これは当たり前のことですが、統計の作成に必要な回答を十分に確保することが必要だということ。それから、少し補足的に書いていますが、回収を頑張ってもなかなかきれいにとれない場合もあるので、欠測値の補完など適切な対応を図ることが統計委員会からも課題として上げられているということを補足的に書かせていただいています。

以上で、状況を見てみたというのが2ページ以下であります。まず回収率の状況であります。これは直近の調査を対象にしていますが、棚卸し対象統計の一般統計41を回収率の順番に上から並べたものであります。ずっと上から90%、80%、10%刻みで引いて、50%以下までであるということであります。一番上のオレンジ色の丸がついている調査がありますが、これは先ほど少し触れた欠測値の補完をやっている調査ということで、私は、一般統計では余りやってないのかなと思っていたのですが、割とやっているものがあるということでもあります。

続きまして、3ページを見ていただいて、それを円グラフでまとめたものであります。14統計が回収率70%未満で青い色で書いてあるところでもあります。このうち4統計が回収率50%未満ということで、低い方で見るとそうなっていて、高い方から見ると、赤枠のところでは回収率70%以上が27統計で、過半数は70%以上になっている。更に広げて60%以上、左側の黄色いところまでを含めると85%ということで、60%以上ということ言えば結構頑張ってみんな意外と確保しているということでもあります。

もう1回低い青い方を見てみますと、50%未満というかなり低いものが4統計あるということでありまして、前の2ページを見ていただきますと、上からずっと少しずつ落ちて

きているのですが、50%未満の4つだけが落ちていて、ほかと比べて一段と低いというものが2ページ一番下の4統計であります。

4ページの方を見ていただいて、回収率の高いものと低いものを取り出して状況を見ましたということでありまして、オレンジ色っぽいのが90%以上の回収率のもので、下の青いものが60%未満のものであります。傾向としては、回収率が高いものは、調査員が行うものが多いのですが、それに郵送とか、オンラインとかを併用して行っているケースが多いということ。それから、低いものについては、郵送のみで行っている場合が多いということが分かると思います。

続きまして5ページであります。回収率のトレンドです。上がっているのか、下がっているのかというのを一定の期間で見てみたというものでありまして、調査によって違うのですが、4年から10年の間で上昇、下降の傾向、変動幅を見てみたというものであります。

グラフに行きますと、青い枠のところは下降している調査ですが、下降している調査の方が多いいということでありまして。特に黄色い左上の6調査ですが、これについては5ポイント以上回収率が下降しているということでありまして。

続いて6ページを見ていただきますと、上っているもの、下がっているもの、それぞれ5ポイント以上変動しているものについて、各府省に理由を確認してみた表です。まとめると、社会情勢の変化とか、調査方法を変えたからとか、請負会社による督促の実施状況が変わったからとか、そのようなものが上げられていまして、個別に見てみますと、オレンジ色のところが回答率が上がったところでありまして、上の3つにつきましては、調査対象が変わったからその影響ではないかと。2つ目を見ますと、中高年の女性票数が増加したとか、3つ目は、調査コンプライアンスの高い層が新たに調査対象になったとか、客体が変わったことの影響があるのではないかとということ。その次、中高年縦断調査につきましては、調査方法を前回の調査員から往復郵送調査に変更して、そのとき1回下がったのが、今回回復して上がったというような回答が来ております。

下がった方、青いところですが、例えば、乳幼児身体発育調査につきましては、10年前に比べて働き方が多様化して、健診を一斉にした日にやって調査を行うのですが、それに來てくれる人が減って、社会情勢の変化ではないかということとか、体育・スポーツ施設現況調査につきましては、初めてオンライン調査を導入して回答率が下がったとか、あと、総務省の通信利用動向調査につきましては、これはその前の調査で請負会社が頑張って督促数を大幅に増やした、その影響で直近の調査では、反動というのでしょうか、下がったというようなことで分析しております。ということで、それぞれまちまちの理由であります。

7ページを見ていただきますと、今度は有効回答率がどうなっているかというのを見ております。これは、回収率で回収した調査票のうち、集計に利用した回答の割合ということでありまして、ですから回収率より少し落ちる、集計に使えない、使わなかった調査票を除外するので、回収率より少し下がるというようなデータになります。これにつきましては並べたものが、全体的に回収率より少しずつ落ちていくというようなデータになってい

ます。

8 ページを見ていただきますと、棚卸し対象の一般統計 41 のうち 17 統計が有効回答率 70%未満ということで、先ほどの回収率で見たときは、70%未満は 14 統計、34%でしたので、3 統計が 70 を切るということで、少しずつ落ちているというのが見て取れます。

そこに※で書いていますが、留意点として、有効回答率は延べ有効回答数を延べ調査客数で割って算出しているものでありますが、結局有効回答というものの定義が各府省ごとというか、恐らく調査ごとに違ってきますので、どの程度その調査票の記入があったら集計に使っているかという程度が違うので、そういう状況は調査ごとに異なっている前提で見る必要があるということ留意点で書かせていただいております。

続きまして 9 ページであります。これは、こういう分析にどれぐらい意味があるのか分からない中でやっておるところがあるのですが、回収率から有効回答率にどれぐらい下がっているか。調査で調査票をとったのだが、使えなかった調査票がどの程度あったかということになると思いますが、下降の幅が 5 ポイント以上あったものが 8 調査あって、このうち 3 調査は 10 ポイント以上あったということで、下に表で並べていますが、特に一番上の所得再分配調査につきましては 24.4%ということで、調査票を 4 枚とったら 1 枚は集計に使えなかったというようなことになってしまっていて、これについては事情を確認したのですが、下に※で書いていますが、所得再分配調査は、国民生活基礎調査の調査票情報のその補足調査みたいな形で同時に実施しているのですが、国民生活基礎調査で得られたデータと、この所得再分配調査で得られたデータを突き合わせて集計に使っているのですが、どちらかでデータが使えないと、所得再分配調査のデータが集計に使えなくなってしまうので、ですから、所得再分配調査だけの精度ではなくて、親調査である国民生活基礎調査の精度の方からも使えないデータが出てきてしまうということで、0.7 掛ける 0.7 ではないですが、2 つの使えない事情が合わさって出てくるので、その分高くなってしまっているという状況であります。

やり方として、国民生活基礎調査を先にやって、使えるデータを出してきた人だけから後日調査をすればそういうことはないのですが、そうすると時期もずれてしまって、かえって報告者の負担が重くなるような、そういう事情があるということで、そういうものも考慮して同時にやっているという事情があるとお聞きしていますが、結果的には、そういう使われないものが増えてしまっているという事情にあります。

それから、特定作物統計調査、全国家庭動向調査につきましても 2 桁使われていないということでもあります。

以上、事情はそれぞれ違うとは思いますが、調査票の内容が一般的には複雑だとか、説明が分かりにくいとか、回収の際に確認が不十分であるとか、そういうような事情があると思われま。

最後、10 ページであります。改善の方向性で、これは当たり前のことを割と書いていますが、回収率の維持・向上を図るため、引き続きオンライン調査の導入や適切な督促の実施に努める必要がある。

2 つ目ですが、回収率は下がっているものが多いのですが、一律に下がっているわけで

もないので、特に下落幅の大きい調査については、原因をしっかりと分析して対策を検討してはどうかというもの。

3つ目ですが、調査票の回収率から有効回答率の下落幅が大きい調査は、調査精度の確保のほか、報告者負担の観点、せつかく書いてもらったのに使われてないということですので、そういう観点からも問題があることから、調査票の設計を分かりやすくするとか、回収時の確認方法を見直すとか、そのようなことを検討する必要があるのではないかと。

一番最後ですが、欠測値補完の話ですが、一般統計ではリソースが限られますので難しい面があるとは思いますが、一定以上の回収率が確保できている調査につきましては、基幹統計の取組を参考に欠測値の処理方法についても検討していただければいいのではないかと考えております。

ただ、基幹統計で問題になっているのは、欠測値補完も適切にやらないとかえって精度が低下する場合があるということで、これは今、評価分科会の方で議論になっていますが、ただやればいいということではないということは補足させていただきます。

説明は以上であります。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

○神田臨時委員 回収率を上げるためには幾つかノウハウがあると思います。その点を今回具体的に示すということが必要だと思います。もちろん督促をかけることによって上昇したとか、あるいは、中にはオンラインによって下落したというところもあるのですが、本当にそれが原因なのかどうかというのも、そこはもう少し追求する必要があると思います。

また、回収率を上げるときに、例えば回答のインセンティブを与えるような仕組みが必要だと思います。これによってどういう使われ方をするのか、あるいは、現在、どの程度の方が回答しているというような回収状況をお知らせするとか、何かそういうナッジ、つまり、後ろから押すようなことによって回収率を上げることも必要だと思います。もちろん金銭的なインセンティブは、政府の場合は、一部の統計ではやっているとは思いますが、金銭的なインセンティブで回収率がよくなるとか、棚卸の結果を踏まえて、具体的な方法を提示することが必要だと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。様々なノウハウを動員してやっていかなければいけないですね。なるほど。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○西専門委員 今の話、工夫の話というところに関連するのですが、10ページに有効回答率の状況というところでまとめていただいているのですが、恐らく、例えばオンライン調査を導入すると一定程度精度が上がるというのは、概念的には恐らく理解ができるものだと思いますが、具体的にどのようにオンライン調査を活用すると精度が上がるのか。例えば、電子調査票にエラーチェックの機能を組み込んで異常値をはじくといったようなことをするとか、いろいろやり方があると思うのですが、このようなところも、できれば具体的にオンライン調査をどう使っていくと回答率が向上できるのかというところに

もう少し踏み込んで各省庁に例として出せるとよりよいのかなと思いました。

適切な督促ですとか、これもある程度有効な方法として確立されているとは思いますが、これもどういうふうに各省庁に伝えていくかというところで、冒頭ガイドラインのようなお話もしましたが、これは結構統計調査の発注者側、実際に委託を受けた側とかにもきちんと要請をするというところで、実際の調達業務みたいなところのノウハウにも実はかかわってくる部分だと思っていますので、そのよりよいノウハウみたいなのところも少し類型化をして、各省庁にお出しできるといいのではないかと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。そうですね、そういうノウハウをガイドライン化してやっていくというのは、1つ大事な目標なのかなと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

○山本臨時委員 先ほどのオンライン化の議論のところでは考えていたのですが、そのオンライン化をすると、実査をする面では、客体の調査を運営する側も多分負担軽減にはなるのですね、人が動かないですから。その代替として、人が動かないので、調査員調査でうまくいっているところはむしろやめるのを躊躇すると。別にオンライン化が全ての目的でも、多分方向性でもないのかもしれませんが、今、神田臨時委員、西専門委員がおっしゃいましたように、オンライン化がどううまくいくのかということに関して、多分事前の広報活動ですとか、調査期間中の客体へのアプローチの努力を多分相当されているのではないかと思います、その辺に少しスポットライトを当てていただくと、オンライン化を成功するのにどんな苦勞をしていただいて、頑張っていたかということが浮かび上がってくるといいなと思いました。

○川崎部会長 ありがとうございます。オンライン化の成功のための鍵ですね。

私からも、勝手に座長から、一瞬皆様が次のことをお考えの隙を使って申しますが、実はもう1個、私、今までのお話はそうと思いつつも感じるのは、どこまで頑張っても回収率100%というのは実は達成が難しいし、下手をすると50%もおぼつかないことだってあり得るわけで、もう1個大事なものは、回収率や有効回答率というトータルの率も大事なのですが、調べたい母集団の分布状況と標本の分布状況を比較できるようなデータを開示するというのも私は大事ではないかと思うのです。

日本国民全体みたいなものを母集団にするときは、割と国勢調査とかそういうものでいいのですが、例えば、被爆者の調査とか、特定の特性を持ったグループの人たちを調査する場合だとか、これはもとの集団が、例えば年齢構成がどうなっているかというのは、多分行政機関の方でもともと押さえておられる情報があるはずなのです。それと標本がどうなっているかというのを対比するような情報を出していけば、多少回収率が低かったとしても、これはどうも本当の高齢者は答えてないのだとか、読み取れるところがあるので、そういう情報を補っていくこともセットでこれは考えていかないと、何というか、登り切れない山があるので、そこをカバーする方法も併せて提言に入れられたらと思います。

どうぞ。

○山本臨時委員 川崎部会長の御意見にとっても賛成で、今お伺いして思ったのですが、回

回収率は100が多分理想なのですが、調査ごとに調査目的と調査母集団とに応じた調査環境の質というのが異なりまして、回収率の水準感というのがあると思うのです。今おっしゃったように、客体の回答の分布が母集団のことを反映しているのであれば、それは、例えば3割ぐらいの協力率でも一定の成功は収めているわけですね。確かに回収率を1つの大きな目標にしてしまうと、調査が困難な調査がいよいよ不利になっていくので、多分水準感というのもあるかと思ひまして、ここで紙面調査で答えていただいたものの中で水準感を見出すのは難しいのですが、その辺もあるかなと思ひました。

○川崎部会長 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○野呂部会長代理 これは2周目の調査へのある意味でテークノートということなのですが、経済界で統計の負担について聞くと、同じような調査が時期を違えていろいろな省庁や、場合によっては地方自治体から来て、その対応で手が回らないという話があります。たしか地方自治体の調査も含めて、調査内容については全部総務省に届出がされているかと思うので、似たような調査をまとめられないかどうかを総務省で見えていただいて、府省を超えて似たような調査をまとめて1本でやっていただくと、恐らく企業の回答率はかなり上がるのではないかと思います。

特に大きな企業ですと、記入者が自分で書けなくて、場合によっては海外も含めて問い合わせ、従業員の数や生産数を回答しているわけなのですが、また翌月同じようなことを少し違った質問で人事部に聞いたり、企画部に聞いたり、アメリカの支店に聞いたりすると、嫌われるらしくて、このような重複した統計調査を企業がやりやすいようにまとめることで、大分この精度も含めて違うのではないかと感じております。ただ、これは2周目の議論になることは重々承知しております。

○川崎部会長 ありがとうございます。2周目と言いながらも、これは常時目を光らせておくべきことなのだろうと思ひますので、そのような統計調査間の重複の調整というのは、常に今の統計法の枠組みの中でしっかりやっていってもらって、それをまたここにうまくフィードバックしていただくということも必要ですね。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○神田臨時委員 先ほどの所得再分配調査の有効回答率が低いという話ですが、これは調査員調査で、素朴な疑問ですが、そんなに低くていいのか、と思ひます。これをオンラインにすれば上がるのかどうかというのも気になるころなのだが、そもそもなぜ、回収率が低いのでしょうか。これはとても重要な調査で、格差の問題をするときにこれが全て議論の土台になるものです。そういう意味では、統計の質を上げるという観点では、なぜ、低い回収率なのか、またオンラインにするとどういうふうになるのかを検討する必要があります。何か、一部試行的に議論ができるような仕組みがあるといいと思ひます。情報が少なく、方針を決定できないときに、一部試験的に、実験的なことをやりながら、では統計をどうこれを変えていくのかということが議論できるような仕組みを何か盛り込んでいくような必要があるのではないかなということですが。

○川崎部会長 ありがとうございます。このあたりは、もうこの特定の調査ということに

なりますと、所得再分配調査は、国民生活基礎調査というもう1個重要な基幹統計とも表裏一体のような調査でもあるので、一般統計調査といってもかなり極めて基幹統計調査に近いということもあるので、そういうものもどこかほかの一般統計とは少しレベルの違う問題なのだろうと思うので、そこは特に考えた方がいいのかもしれないですね。どういうふうに扱うのかがいいのかは分かりませんが、今の御意見は確かに大事だと思います。

それから、西専門委員の方は。

**○西専門委員** 今のお話から少し戻ってしまう部分なのですが、山本臨時委員のお話、これはマインドの話みたいな話になってしまうのですが、実際にこの委員会の場で恐らく各省庁にこういうことをやっていただいた方がいいというお話はたくさん出てくると思うのですが、先ほど重要なポイントとして、母集団の実情がきちんと捉えられているのであればというところを忘れてはいけないと思いました。恐らくオンライン調査がいいですとか、そのようなところは、総論としてはあると思うのですが、実態としてきちんと情報が把握できているのであれば、新しい方策といったものもいろいろありますが、おしなべてそれをやる必要があるという伝え方にはしないようにしていった方がいいと思ったところです。

BPRですと、費用対効果という視点が非常に大事になってくると思いますので、一概にコストをかけて回収率を上げればよいというような考え方ではなくて、目的が一定程度のコスト、手間を掛けずにどこまで達成できるかという視点で、各省庁、必要な施策を御判断いただくというような伝え方を是非していくべきだと思います。

**○川崎部会長** ありがとうございます。確かにそのバランスは大事な感じがしますね。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ひとまずこの関係については一応おしまいとさせていただきます、次の資料に進ませていただきたいと思います。次は、「民間委託の状況について」ということです。これもまた事務局の方から御説明をお願いします。

**○阿南総務省統計委員会担当室次長** 資料4でございます。表紙をおめくりいただきまして、1ページから説明します。

これも上の方に青枠がありますが、これも「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、優れたノウハウやリソースを有する民間事業者を効果的かつ適正に活用することが定められておまして、そのほかの委託に関する「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を作っておまして、民間事業者の適切な活用のため各府省が講ずべき措置が定められています。ですから委託を進めようという話と、進めるに当たってこういうことに留意しなければいけないというガイドラインがあるということでもあります。

まず最初に、委託がどれぐらい行われているかという話ではありますが、(1)のところで民間委託の有無を見ております。最初の丸であります、一般統計につきましては下にグラフがありますが、今回の棚卸し対象統計41のうち、国民健康・栄養調査を除いた40統計で民間委託が実施されています。国民健康・栄養調査につきましては、健康増進法におきまして国立研究開発法人医療基盤・健康・栄養研究所が集計を行うことになっておりまして、都道府県知事はその管轄区域内の執行に関する事務をやると定められておりますので、民間には委託してないということです。

業務統計につきましては、今回の棚卸し統計のうち、委託しているとの回答が 69 統計、25.7%ということで、一般統計に比べるとそれほど行われていないが、一定程度は行われているということでもあります。

2 ページを見ていただきまして、業務統計で余り行われてないということですので、その理由を聞いて表で整理しておりますが、職員で対応可能な内容・規模であるためというのが 71 で一番多くて、そのほか、業務システム等と一体となって処理されているためということが 39 ということでありまして、あとは真ん中の方に委託するメリットがないためとか、いろいろな理由が上がっておりまして、矢印の先にありますが、大きい理由としては、恐らく規模が小さいものが多いのではないかと。前回を見ていくとかなり小さいものがあるということで、あとは、データ収集業務、業務として集まったデータを集計するものですから、前段の業務の延長として、システムが一体化されていたりするのもあると思うのですが、自らその延長としてやってしまう方がうまくいく場合があるということだと思われれます。

下にグラフで整理していますが、規模感を見るために円グラフを並べていますが、右側の業務統計のデータ規模の割合であります。規模が 1,000 未満のものが過半数でありまして、1 万未満までを含めると 74%ということで、逆に左側の一般統計を見ると 1 万以上が 63.4%ということで、規模感が全然違います。業務統計も大きいものは非常に大きい 100 万以上のものもあつたりするのですが、数としては小さいものがかなり多いということで委託が余り行われていないと思われれます。規模が特に大きいものはシステムが一体化されていて、その中でやっつけているというようなことかあるかもしれません。個別に 1 個 1 個見ているわけではないのですが、そういうふうなことがうかがわれるということでもあります。

3 ページであります。一般統計ではほとんど委託をやっているということですので、どのプロセスをどの程度委託しているのかということを見てみました。下にスコアがありますが、スコア 0 についてはやってない、スコア 1 については 1 から 2 プロセス、スコア 2 については 3 から 5 プロセス、スコア 3 は 6 プロセス以上を委託しているというふうに整理しまして、4 ページで見ますと、左側の円グラフが一般統計であります。スコア 2 以上、3 プロセス以上委託しているというのが 82.9%ということで、かなり委託が進んでいるということが見てとれます。業務統計は、先ほど見たとおり、スコア 2 以上が 13.8%ということで、比べると余り行われてないということでもあります。

5 ページであります。先ほどまでは調査ごとに見ていましたが、今度はプロセスごとに見て、どのプロセスで委託が行われているのかという整理の仕方をしていきます。右下の棒グラフを見ていただくのがいいと思うのですが、一般統計については、②実査準備から③実査、④データ入力・審査、⑤集計、このあたりが多く行われている、過半数行われているということでもあります。それから、業務統計につきましては、④データ入力・審査とか⑤集計のあたりが多く行われているという実態が分かります。

続きまして、6 ページであります。今まではどれぐらい委託が行われているのかというのを見てきましたが、ここからは、委託がどういうふうに行われているか、守るべきもの



が守られているかという、ルールが守られているかというような観点で見ております。

先ほど御説明したように「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」がありまして、その遵守状況を確認しているものですが、まず（１）のガイドラインのうち、「調査票情報等の適正な管理のために委託先に講じさせるべき措置」というのがこのガイドラインに定められていまして、ページの下の方に点線の枠で囲ってありますが、アからキまで定められていまして、管理体制とか、調査票情報の適正な管理とか、このようなことが定められています。

このようなことを仕様書にどの程度記載して業者に徹底していますかということを確認、質問してみたということで、これも段階に応じてスコア 0 からスコア 3 について聞いています。なお、このガイドラインは、業務統計は対象外なので一般統計だけについてまず見えています。

7 ページを見ていただきますと、これはかなり行われているということで、スコア 2 と 3 を足すと 90% ということで、おおむねガイドラインに沿って、きちんと仕様書にまでしっかり書いて行われているということでありまして、一方でスコア 0 とスコア 1 の統計は 4 統計ありましたということで、下に名前を挙げていますが、4 つありまして、理由としては、参考にした既存の仕様書に書いてなかったということ、それから、ガイドラインの内容を承知していなかったとか、そのような理由でありまして、これらについては改善をしていただきたいと思っております。

8 ページであります。次は、委託したときの履行確認をどの程度やっているかということでありまして、これにつきましては、委託をしている一般統計 40 の全てで、委託した全業務の履行確認を実施しているということが確認されておりますので、これは特に問題はなかったということでありまして、下に具体的な確認の方法を聞いたものを書いています。説明は省略させていただきます。

9 ページであります。今度は再委託に関する事項を契約書に記載しているかということでありまして、これもガイドラインで書きなさいということになっておるわけですが、これを確認する背景として、日本年金機構で、委託を受けた事業者が委託契約に反して再委託を行う不適切事案というのが発生しまして、総務省政策統括官室におきまして、統計調査に関する業務委託、平成 29 年度に係るものに限っていますが、298 件について調査を実施したところ、契約に反して再委託が行われたものが 1 件確認され、10 月に公表したということがありますので、棚卸しの中でも対象統計につきまして、この事項について確認をしてみようということで今回調査をしてみたということでありまして。

再委託に関する事項というのは何かというのを（注）で書いていますが、再委託をしていい条件とか手続、これは大体その委託元の各省庁の承認を得るとか、そういう手続、再委託先の業務指示の方法とか、そのようなことを書きなさいとガイドラインに書かれておりまして、これの状況を見てみたということでありまして。

左下に整理した表がありますが、一般統計、対象 40 のうち委託しているものが 40 ありましたので、40 のうちこの再委託に関する事項を掲載しているものが 36 ということで、大部分が掲載していたということで、更に掲載している人に聞いたところ、契約に反する

再委託は実施されていなかったということでもあります。一方で、4 統計につきましては掲載してなかったということで、これはガイドラインの違反ということになりますが、これらの統計については、今後再委託に関する事項をしっかりと書くようにしていただきたいということでもあります。

10 ページですが、先ほど申し上げたとおり、ガイドラインの対象の外なのですが、業務統計についてもガイドラインに書いてある、先ほどの一般統計について確認したような事項がどうなっていますかということを確認してみたということでもあります。

1 つ目の丸ですが、「調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置」の仕様書への記載状況ですが、具体的にこれは左下のグラフを見ていただきますと、スコア 0 とかスコア 1 という点数の低いところ、これが業務統計、オレンジ色の棒ですが、一般統計の青に比べて高いということで、適用がないので当然なのかもしれないのですが、余り行われてないということでもあります。

それから、2 つ目の履行確認につきましては、業務統計でも全て行われているということでもあります。

3 つ目の「再委託に関する事項」の記載状況ではありますが、これにつきましては、39 統計で記載しているということですが、逆に 30 統計で記載していないということで、右下の円グラフですが、左側が業務統計で、オレンジ色のところ、30 統計が記載していないということでもあります。

最後、11 ページであります。改善の方向性ですが、民間委託の推進につきましては、当たり前のことではありますが、一般統計については相当進んでいますが、限られた統計リソースを有効に活用する、人員も限られているので、職員しかできないようなところに注力するという意味では、民間で能力が高いものを持っている場合は、その部分の委託を進めてもいいのではないかと書いております。

2 つ目の丸ですが、業務統計についても、規模が大きくて業務量が大きいもの、更に委託によって効率化が期待できるものについては、リソースの有効活用の観点から委託を検討してもいいのではないかと書いております。

それから、真ん中から下ですが、遵守状況であります。民間委託に当たっては、適切な履行確認が必要、今回全部やっているということではあります。あと、調査票情報の適切な管理等の観点からガイドラインを順守する必要があると。再委託については、契約書に必要な事項を明記するとともに、履行確認において不適切な再委託が行われていないかをしっかりと確認してほしいと書いております。

最後ですが、業務統計については、ガイドラインの適用はないのですが、調査票情報に相当するような業務上の秘匿性の高い業務情報を取り扱う業務も多いことから、適切な情報管理を確保するため、ガイドラインに準じたような対応が必要ではないかと書いております。

以上であります。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等、ありましたらお願いしたいと思います。

○**神田臨時委員** 一般統計について民間委託が進んでいるのはよいと思いますが、それによる費用対効果の把握をして、それがあある意味ではベストプラクティスにもなるので、そういう提示の仕方が必要ではないかと思ひます。

○**川崎部会長** せつかくお金を使うならそうですね、その価値がああるということですね。分かりました。

どうぞ、お願ひします。

○**野呂部会長代理** 今の神田臨時委員の御意見に別に反対するというわけではないのですが、そのアウトソーシングのメリットがコストダウンなのかということについては、非常に微妙ではないかと思ひまして、我々もアウトソーシングをよくやるのですが、コストダウンの価値観で見ると、それは安ければいいという判断になってしまつて、結構問題を起こすので、では、アウトソーシングは何のためにするかというと、自社にない、あるいは自組織にないノウハウとか技術を取り入れるということが1つと、もう一つは、中に抱え込みますと、もうそれは固定化しまつて、改変したり、あるいはやめたりすることが難しい。我々の言葉で言うとお固定費になってしまうのですが、アウトソーシングをしまつと変動費になりまして、非常に柔軟に対応ができる。その業務がなくなればアウトソーシングをやめてまた違ふ業務をやるということ、柔軟に世の中の変化に対応できるというところなので、アウトソーシングすればコストが下がるということをもつて評価することについては、その面も要るとは思ひますが、限定的にした方がいいのではないかとと思ひております。

○**川崎部会長** どうぞ、お願ひします。

○**神田臨時委員** おっしゃるとおりと思ひます。業務委託するときにどようい形で選定をしているかということがすごく重要だと思ひます。単に一般入札で金額の安いところにお落とすよようになると、今おっしゃったよよう問題になってしまひますので、いかに民間事業者で質の高いところを選択するか、また、事業者を醸成、育成していくかというのも1つの役割であるので、そこは入札の方法を、どようコストは安くし、どこは質を確保するために、うまくバランスをとりながらできるよよう入札方法をルール化していくとよいいと思ひます。そこは是非やっていただきたいなと思ひます。

○**川崎部会長** ありがとようございます。

一言だけ。事務局から。

○**阿南総務省統計委員会担当室次長** 質を重視するという話は、実は委託のガイドラインにも書いておまして、価格だけではなくて、難しいノウハウのある調査とかもあるので、そよういものは、総合評価とか、そようい質を反映した契約、調達を推進しましようという方針は定められておます。今回それをどの程度やっているかというのを調べてはおりませんが、方針としてはそよういことになっておます。

○**川崎部会長** 山本臨時委員は、今の関連ですか。

○**山本臨時委員** 今の関連で少しだけ。

○**川崎部会長** では、お願ひします。

○**山本臨時委員** 最初、神田臨時委員がおっしゃられました費用対効果というの、もし

かしたら投資と、それによって得られるベネフィットとか、そういう意味で考えますと、費用が安いからというのではなくて、適切な投資をしたことによって、例えば回収率が上がるとか、調査結果の公表の質が上がるとか、そういうことも込み込みでもしかして費用対効果とおっしゃられたのではないかと感じましたので、一言。

○川崎部会長 ありがとうございます。私も何かその費用対効果というもののその効果の方が結構はかりにくいところがあるなど、特に野呂部会長代理のおっしゃったことが気になるのですが、結局、例えば自社組織の人員をより本来やりたいところに振り向けるためにアウトソーシングをするというような場合など、これはなかなかその効果を数量的に把握しにくいようなところもあろうかと思うのですね。もう一方で、調査の質を向上させるとかというのだったら、これはかなりメリットがはかりやすいところがあるので、そういう、何といいますか、費用対効果を完全にかけて費用とコストダウンというのでは難しいとおっしゃる野呂部会長代理の御意見は非常によく分かるので、そのあたりを考慮しながら、かけたコストと得られたベネフィットの定性的なものも含めてででしょうかね、というようなことを考えていく必要があるのかなと感じました。

西専門委員、お願いします。

○西専門委員 今のお話で、アウトソーシングというか、民間委託の目的を最初に明確にする必要があると思います。外部のノウハウを活用するという視点がありまして、そこでは、恐らく民間に出すというものについては、一定のスケールメリットが出るとか、そのようなところも大きなポイントだと思っています。特に各省庁の方々のお話を伺っていると、自分たちの統計のプロセスの中でどこが外部委託に適しているのか、または効果が出やすいのかということ余り認識されていらないケースがあると私自身は印象として持っています。例えば、5ページの調査結果は非常にいい調査を出していただいていると思っただけで、実査の準備ですとか、データの入力、集計といったところには実は活用されているところがあると。これは、定型業務が多くて業務量が多いところの傾向が出ているのではないかと考えているので、このようなところの中から委託をする業務を選定していくといいといったような指針も出せるといいと思っています。

もう1点、委託をするときの考え方として、今、他省庁の事例でも起きているものとしては、逆に外に出して、出し過ぎてしまった結果、省内に統計調査のノウハウが残らないと。前回の業務の中でマニュアル化してノウハウを継承していくというお話があったのですが、逆に事業者に頼らないと進まないといった、逆に統計のプロセスを見直しする際に、省内にノウハウが残っていないというようなケースも事象として起きてしまうので、きちんと省内にとどめるべきものと、外に出すべきものというものの識別というのは、していただく必要があると思っています。

○川崎部会長 ありがとうございます。確かにノウハウの問題、この場合は、こういう調査を管理する場合は非常に大きいですね。ありがとうございました。

ほかに、どうぞ、お願いします。

○神田臨時委員 今おっしゃったことはとても重要だと思います。外部に委託したことによってブラックボックス化してしまい、委託先から提示された結果をただ受け入れる状況

にならないようにするための方法、これは委託元のスキルともいえますが、それが必要だと思えます。そこも何か具体的に提示をしていくということも重要だと思えます。

仮に、もう一つ別の観点では、民間委託をしなくても同じような効果が、もし業務統計で、生まれる可能性はあると思えます。仮に、担当者が一人であっても、同じようなシステムを使って、同じように集計作業を行うと、その割と小さ目の民間委託をしたようなことと同じような効果が生まれると思えます。そのような仕組み作りの提案の出し方もあろうかと思えます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○山本臨時委員 業務統計を所管しておられるところは、多分本来の部の業務の中であらわれてくるデータ、集まってくるデータの集計という業務を多分部の中のどなたかが担当しておられるという状況だとすると、その方、もちろんお手伝いはしたいのですが、その方が例えば1人で、御自身の、御自分の仕事を減らすために外部委託をしたいというのは多分難しいので、多分業務統計ですが、その部なり課なり、その単位で、そこで扱っている情報をどのように外にどれぐらいの質で出すかということを検討しないといけない気がしました。

我々は、多分統計という立場ですので、業務統計を担当しておられる方というのを直接には念頭に置くのですが、多分その方の業務自身も業務統計の集計のみではない可能性がありますので、その適切な民間委託なり、もしくはノウハウの横展開といえますか。例えば、統計研究研修所で業務統計を念頭に置いた教育をしていただくとか、そういうことも併せて、そのノウハウの共有を業務統計担当の方々にどう広めていくかというのも少し課題としてあるように思いました。

○川崎部会長 なるほど、ノウハウの横展開の重要性ですね。分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○西専門委員 民間委託もどのタイミングで検討すべきか、というところが1つポイントかと思っています。この統計棚卸しとBPRの観点で、そもそも不要な作業をやらないという、削除していくという行為ですとか、プロセス自体を見直した上で不要業務をなくして、ではどうしても残る定型業務を外に出すというような効率化をしていくとか、そのBPRの中でやるべきことの順序というのも踏まえた上で、その後、必要なプロセス改善をした上で残った部分を民間委託していくというような、その考え方の順序も是非示していただきたいと思っています。業務の集約ですとか、統合化ですとか、削除ですとか、場合によっては技術的にシステム化するといったことをした上で、ではあとはどこを出したいのかといったところの検討をやっていただくというような順を是非示していければと思っています。

○川崎部会長 ありがとうございます。単純に今ある業務の一部分だけ切り出して民間委託したのでは、かえって非効率になることだってあるかもしれないわけで、その全体を見直しながら、その中でということですね。

○西専門委員 はい、おっしゃるとおりです。

○川崎部会長 いい参考ですね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

私からも1点、皆様に投げかけることも兼ねて、あるいは事務局にも投げかけることも兼ねて申し上げたいのですが、1点、再委託の問題があります。これは、結構大きな問題に取り上げられた時期があるわけですが、この問題というのは、実は、私が少し気になっているのは、今の統計調査の方の調査票情報の管理のためのガイドラインの中で、そんなに明確に再委託について書かれてないように思うので、私は、今のガイドラインが十分なのかという疑問を正直持っていて、もしそうでないなら、どこかでバージョンアップした方がいいのではないかというのが1つ思っていることがあります。

それからもう一つは、せっかくここまで統計調査のお話書かれているならば、この6ページのところに要約が書いてありますが、これは、調査票情報の管理と書いてありますが、これは個別情報と読み換えれば業務統計にもすぐ適用できる話題なので、これは、例えば、可能であれば、統計委員会として個別情報の管理については、業務統計においても基幹統計調査、一般統計調査に準じてこのようなガイドラインを守るように努力することが望ましいとか、そういうレコメンデーションでも言った方がいいのではないかと思ったりしているのです。これは、最終的には委員会がどういうスタンスでやるかということにもなるのですが、何かこれは6ページ目の言葉、あるいはガイドラインの言葉は全部統計法用語で書かれていて、調査票情報という言葉は余り日常用語で使われないわけですが、そういう言葉が使われているのですが、これは、一般化することは大いに可能なので、あるいは、ほかの規定とかそういうものとバッティングさえなければ、これはもっと広く、いいものだから使ってくださいと提唱してもいいと思っっているのですね。というのはどうでしょうかと、事務局に投げかけた方が早いかもしれませんが。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 今、2点お話がありまして、1点の再委託の規定、ガイドラインにということで、実ははっきり書いてありまして。この資料の作りがよくなかったかもしれないのですが、(1)でやっていたのが、委託先に遵守させるべき事項として書いて、これとは別に、契約書にはっきり書けという事項が別紙に記載されております。

○川崎部会長 そこにあるのですか。なるほど。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 資料についています。はっきり書いてあるのに守ってないということです。

○川崎部会長 これは何に対する別紙なのですか。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 このガイドラインの別紙です。

○川崎部会長 ガイドラインの別紙としてあるのですね。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 資料の別紙ではありませんが、ガイドラインの別紙としてついているものです。

○川崎部会長 なるほど、分かりました。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 資料の裏側です。15ページのところの(6)で書いてあります。これは別紙ですが、この前にある本体のところにも書いてあって、更にその別紙で書いてあるので、かなりはっきり書いてあります。

○川崎部会長 情報の国外持ち出しを禁止するとかということはどこで読めばいいのですか。今回問題になったのは、中国に持ち出されたというのがあるのですよね。だから、まだ私はひょっとしたら甘いのではないかという疑念を持っているので、これをまだ丁寧に読んでないので申しわけないのですが、そういう観点から、本当にこれで十分かというのは、1度点検してみた方がいいのではないか。点検して、それでオーケーだったら私はいいのですが、情報の国外持ち出しということが起こると、国民からの不信感というのはすごく強まるおそれがあるので、それはどこの箇所かはっきりと明文で書いた方がいいのではないかと思ったりもしているのです。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 分かりました。2つ目の業務統計でガイドラインに沿ってというのは、これは御指摘として報告書に書くなり何なりして、課題として検討を事務局としてというか、政策統括官室として検討させていただきたいと思います。

○川崎部会長 そうですね。検討してみてくださいと思います。

どうぞ、お願いします。

○西専門委員 この中身の記載の強化といったところも御検討いただきたいのですが、自明のことではありますが、周知も1つ大きなポイントと思っています。政府の方で情報システムの調達は、先ほどお話にありましたとおり、安かろう、悪かろうの調達というものが増えてきてしまった状況を踏まえて、どのようにしていくかということで、標準ガイドラインというものを整備された上で、各省庁の情報システムの御担当を集めて、このような新しくガイドラインを整備したので、きちんとこれにのっとった調達を行うようにといったような周知の活動が数年前から継続をされています。各省庁、それに基本準じて情報システムの調達をするというのがスタンダードになってきているような事例もありますので、そのようなものも参考にしながら、国でガイドラインと言われるものというのは非常にたくさんものが多分出ていると思っています。各省庁の御担当はどれにのっとっていけばきちんとした統計調査が実施できるのか、そもそもそこに迷われている方も非常に多いと思うので、このような手順がきちんとあるので、これにのっとってやればよいということ何かしらの形でいま一度周知していくというのも非常に有効な方法なのではないかと思えます。

○川崎部会長 なるほど、ありがとうございました。確かに周知は、あるだけでは意味がないので大事ですよね。それをだから調査実施者である統計担当者だけではなくて、場合によっては国民にも十分周知しておく方が、結果的には、こういう安全措置で守られているという安心感も出てくるので、そういう意味でも、このガイドラインはもっと見える化をしていくというか、周知をしっかりとやっていかないといけないのかもしれないと思えました。

○西専門委員 そうですね。今のお話で、発注側だけではなくて、受託、受ける側の方にもきちんと周知する機会が必要で、先ほどの政府の情報システムの事例は、省庁の担当者と、それを受ける民間の側の両方に説明をする機会を設けていたので、実際に受注、受託を目指す側も、このようなことに留意して省庁への御提案をしていく必要があるということを是非周知いただいた方がいいように思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。

何かこの関連、これ以外でもありますでしょうか。

確かに、最近民間でもプライバシーマークとか、いろいろ認証がありますが、官庁の場合は、法令で認証しているような格好ではあるのですが、それだけではどうしてもカバーし切れない部分があるので、こういうガイドラインが示されて、それに沿っていますということを宣言するようなことが必要なのかなと今の議論を通じながら感じましたので、そのあたりは、また今後の報告書の書き方の中で工夫できればと思います。ありがとうございました。大分これだけで十分時間を取らせていただきました。

では、次に進ませていただきます。「統計の利活用の状況について」ということで、今度は資料5ということになります。よろしくお願ひいたします。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 では、資料5につきまして、少し時間が押している。ので、少し早目に説明します。

表紙をめくって1ページ目ですが、これも「公的統計の整備に関する基本計画」に、ニーズに適切に対応して統計を作っていくと、そのためにニーズの把握等をしっかりやっていくということが定められております。「公的統計の品質保証に関するガイドライン」でも同様のことが書かれているということでもあります。

1ページめくって2ページ目ですが、まず、最初に見ているのは、各統計の作成の目的につきまして確認しています。これは複数回答でとっておりまして、作成目的のトップは、一般統計、業務統計ともに、政策・施策立案ということでありまして、一般統計は95.1%、業務統計についても82.2%ということ。で、ほとんどの目的にこれが含まれているということでもあります。次に、右側の棒グラフを見ていただくといいのですが、白書等、報告書への掲載ということが多くなっております。

続いて3ページですが、実際に活用状況はどういうものに活用されているかということで、これは各省庁の統計担当者が把握しているものという限定で聞いてみたということで、右側の棒グラフを見ていただきますと、最も多かったのは、一般統計、業務統計とも自分の府省内で活用しているというもの、それから他府省で活用しているとか、地方とか独法で活用しているものが多く出ております。

続きまして4ページですが、一方、今までは統計を作っている人の認識だったのですが、4ページは少し客観的な指標で見るデータがあったので見てみたという話ですが、今年の8月に統計委員会に報告された「政府統計の利活用状況及び民間における統計の作成状況に関する調査研究」というのがありまして、この中で、新聞とか雑誌とかでどれぐらい引用されているとか、e-Statでどれぐらいダウンロードされているとか、そのようなものの指標で利活用状況を確認した報告書がありますので、そのデータを今回の棚卸し対象の統計に当てはめて見てみたということでもあります。

この報告書の中では、政府資料としてどのぐらい引用されていたかという指標もあったのですが、白書とか審議会資料に限って、かなり限定した見方しかしていなかった。ので、今回は政府資料のところは除外して、民間の部分だけの指標を使って見てみております。また、e-Statのダウンロード件数は、調査研究では、ロボットによる機械的なダウンロー



ド件数が入っていて、かなり多いデータが出ていたので参考資料にされていたのですが、今回統計局の方から、そのロボットによるダウンロード件数は含まない純粋なダウンロード件数のデータをいただきましたので、それを使っております。

ほかは、8月の調査研究のデータをそのまま当てはめたもので、指標は5つありまして、1つ目が新聞とか雑誌、主要なもの、全国紙とかで、過去5年間で247媒体でどれぐらい調査名が引用されているか。2つ目で、民間の調査機関、マーケティングとかそういう39媒体で、過去5年の記事やレポート等にどれぐらい引用されているかと。3つ目、業界紙とか専門紙とかで、過去5年でどれぐらい引用されているか。4つ目が、国立情報学研究所が提供する文献とか論文のデータベースがありまして、そこで統計がどのぐらい引用されているかと。5つ目が、e-Statの今年の前半のダウンロード件数ということで見てみたということでありまして。

5ページ以下であります。まず書き方としては、今申し上げた各指標の利用の多いもの、これは今回の棚卸し統計に限らず調査研究の中で多かったものを上から3つ並べて書いています。例えば、新聞でいけば小売物価統計調査、国勢調査、家計調査。特に月次で出ているものはその都度引用されたりするので件数が多くなるのだと思います。一方で、利活用度が10未満、緑のところは少し低いものだけピックアップして書いていますが、新聞については10未満のものを書いてあります。

それから、2つ目の民間調査については、多いものは国勢調査などですが、低いもの、1以下のものがそこに書いてあるとおりで。

6ページにつきましては、業界紙とかでどのぐらい使われているか。④で学術論文とかでどのぐらい引用されているかということで、この辺は余り引用されていないものを並べております。

7ページに行きまして、e-Statでどのぐらいダウンロードされているかということでありまして、右側にあります。今度は緑なのですが、これは1,000以下のものだけ並べておりまして、少しいじわるなのですが、低いものだけピックアップして見てみたということでありまして、下にまとめてありますが、4つの統計につきましては、①から⑤の指標、いずれも低かったので、民間の利活用度が低いものという言い方はできると思いますが、一方で、この右側に少し追加していますが、各府省庁からの報告が、作成目的が政策立案ということで、民間で使われてないから要らないという話ではないと思いますので、純粋に民間でどのぐらい使われているかというような見方をすればいいのかなと思っております。

8ページであります。利用者ニーズとか意見をどのぐらい把握しているかということで、一般統計、業務統計、それぞれ見ておりますが、一般統計につきましては、行政機関等からは90.2%で、ほぼどの統計でもニーズを把握していると。民間とか大学からにつきましても32統計ということで、割と多く把握している。業務統計につきましては少し落ちますが、行政機関等からは42.8%、民間等からは23.8%、意見を聞いているということでありまして。

次の9ページであります。今見てきた民間とか大学等のニーズを把握してないと答えた一般統計9つについて、先ほど見た利活用指標を右側に並べて見てみましたということ

で、これは鶏が先かみたいな話ですが、ほとんど使われてないものが多い。上から2つ目の体力・運動能力調査、これについては割と民間でも使われているが、ニーズ把握を行ってないというものであります。ニーズ把握を行っていない理由については、真ん中のところに各府省から聞いた結果が記載されておりますが、2つ目の体力・運動能力調査につきましては、民間の利用が割と行われているわけですが、内容の継続性が重要なため、特に変更のための把握を行っていないというような回答を頂いております。

最後、10ページであります。少し補足的についでに確認しているのは、統計法に基づく二次的利用の仕組みがありまして、調査票情報等の二次的利用の実施状況を確認しております。①から③までありますが、①は調査票情報の二次的利用ということで、統計法の32条と33条、行政機関自身が使う場合と、それに相当するような高い公益性を有する場合につきましては、調査票情報を使える、提供できることになっていまして、これに関する利用件数、それから、オーダーメイド集計、委託を受けてそれに応じて集計を行う仕組み、それから、匿名データの提供、それぞれどれぐらい行われているかということですが、今回の一般統計、対象の41のうち、①の調査票情報の二次的利用につきましては割と多くて、18統計、43.9%で行われておりました。一方で、オーダーメイド集計や匿名データの提供については実績がありませんでした。

この二次的利用につきましては、先般の統計法の改正が行われておりまして、また、利用対象の拡大を図ることにはしていますので、オーダーメイド集計、匿名データも含めて、更に対象を拡大して、今後はもう少し利用が伸びるのではないかなと思われま。

改善の方向としては、これは当たり前なのですが、社会経済情勢の変化に的確に対応した統計を作成するため、統計の利活用状況や統計ニーズを適切に把握して、その反映に努める必要があるということを書いております。

以上であります。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

○神田臨時委員 全般的に見て、一部の統計はかなり使われていると思うのですが、全般的にみて、統計の利用度が低いという印象を受けています。極端に低いところだけ、附带的に書いてありますが、恐らくその中間にもっと使われてもいいであろう統計がたくさん山のようにあると思うのです。

1つは、どういう統計があるのかというのを、どうやって一般の国民あるいは研究者、一般の関心のある人たちに伝えるかという努力をする必要があるという印象を持っています。ここはe-Statの作り方なのかもしれないですし、もう少しみんなの目に触れやすいような形でこういう統計があるのだということを示す必要があります。使っていただかないと、費用をかけて作っているかいもないので、もう少し使っていただけるための方法を工夫することが必要だと思います。

また、府省庁で活用とあるのですが、活用といってもいろいろな段階の活用があると思うのです。ですから、ここはどういう形でどう政策に反映されていてというようなところをもう少し具体的に掘り下げて聞く必要があると思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

私も一言申し上げますが、日本の統計調査の情報の体系の中で重要性があるものというのは、実は一般統計の中にもあると思っていて、それはどういう意味かということ、例えば基幹統計などと非常に密接に関係のある統計ですね。それは利用度が高いか低いにかかわらず重要なものだとして、我々統計委員会の中でも注目すべきだと思うのです。

そういう意味で、9ページ目のところで、一番下の行のメッセージには少し違和感がありまして、「「体力・運動能力調査」を除き、民間利用度は高くない」ということなのですが、例えば、表の下から2行目の所得再分配調査を、民間利用度は高くないという整理をすると、いや、そんなことないでしょう、これって、先ほども神田臨時委員が言われたように、国民の所得分布を把握するための統計としては非常に注目されているわけで、利用者の数は少ないかもしれないが、注目度は高いというのがあるわけですよね。ですから、余りここら辺の指標だけで判断するよりも、もう少し基幹統計のテーマとの関連の度合いとか、この分野でこの統計しかないとかというものは、もう少し、この数字だけで見ない方がいいのではないかと。だから「利用度は高くない」という言葉の意味が、少なくともアクセス件数とかそういうもので見たらという意味なのだろうと思うのですが、私はこれを見たときに違和感があるので、今後の、最終的に整理するときには、少し言い方を工夫する必要があると思いました。

どうぞ、お願いします。

○西専門委員 先ほど、神田臨時委員のお話にもあったのですが、どういった調査があるかということを知っていくのも1つの大事なポイントだと思っています。そこに関連して、この場に御出席されている方は、基幹統計、一般統計、業務統計という区分けをもちろん頭に、入れていらっしゃる方が多いと思うのですが、一般の利用する側にとって、特に省庁の方は別として、例えば一般市民の方々は、恐らくそのようなカテゴリーで統計調査というのを捉えられていないと思うのです。そのようなときに、世の中の統計調査がそもそもどこにあるのかという前回の議論にもなりますが、1カ所、ここに行けばあらゆるデータがあるのだということを、まず作るということが1つポイントになるのではと思っています。各省庁のホームページにあったり、e-Statにあたりですとか、今いろいろな形、いろいろな場所で公表されていると思うのですが、それがここに行けば、まずここに行けば全体のものがあるといった、一足飛びにすぐまとめるというのは難しいとは思いますが、主要なところ、ここを見れば世の中の統計調査があるのだという形が実現できると、周知もしやすいと思いますし、あと、先ほど重複調査をやってしまうという話もあったと思うのですが、省庁の方々も類似するものやっていないかという視点で、まずここに行けば統計調査があるという、そういうような使われ方をすると、結構いろいろな問題が解消できる可能性もあるのではないかと個人的には感じました。

○川崎部会長 なるほど、そういう利用全体の案内とか、そういう所在とか、そのようなものが大事なのだろうと思います。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○山本臨時委員 少し古い話なのですが、多分経済センサス導入前後で、いろいろな統計が統計ごとにどういう意義を持っていて、どのような目的で行われているのかという、自身の統計の存続意義みたいなものを多くの統計で整理されたということがあったように、思い出しました。利活用という観点からすると、府内ですとか、政府内という利活用はとも分かりやすく、それから、民間の調査会社に使っていただいているというのは、多分省庁のホームページ等では公表しにくい事実かとは思いますが、多分統計の担当者は、どういうものに使われたというのを、例えば新聞とかをウオッチされていると思いますので、多分この部会のような調査をさせていただくときに、少しアピールポイントというのを書いていただいてもよかったのではないかと。今ですと、調査の項目としては、どこで利活用されているかと聞いていると思うのですが、この調査があると例えばどんなことができるというふうに、担当の皆様がどう把握しておられるかというのも少し聞いていただくというか、アピールしていただくというのではないかと思います。

もちろん前回、前の話と違いまして、統計を整理するという話ではないわけですが、それ全てこれらは業務ですので、ニーズがなければ多分続かなくなる可能性がある。それが先ほど川崎部会長がおっしゃられました、統計体系の中で重要な位置付けを担っているというのも大事なことですし、それ以外に、こんなことを計算するには、請求するには、この調査がないといけないということもあるかと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。確かにその存在意義が案外知られてないこともあるのかもしれないので、そこはむしろ担当の方がうまく整理していただくということは一義的には必要ですね。

ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

○野呂部会長代理 この今の御説明資料、3ページ目の利用状況で、他府省で活用というのがるのは、これは他府省の統計データを行政などで活用したという、そういう意味かと思いますが、統計改革推進会議の最終取りまとめの中では、統計を作るために他府省のデータを活用したり、地方自治体のデータを活用したり、更には民間のデータも活用して統計リソースとするという話があったのですが、そういう活用については、統計業務プロセス部会では審議対象にはしないのですか。

他府省、あるいは地方自治体、民間データを統計作成に使っているかどうかという視点で、統計データの利活用については、どのようなたたずまいになっているのでしょうか。

○川崎部会長 利用する側がその他府省のデータも含めて、民間のデータも含めて利用するかという形ですか。それとも作成した側が他省にもどんどん提供していくようなスタンスか、どちらの方でしょうか。

○野呂部会長代理 少し今調べていたら、うろ覚えなのですが、要するに、各府省で作っているだけではなくて、いろいろなデータも活用しながら統計リソースを使おうというのが結構統計改革推進会議の後ろの方に大きくあったと思うのですが、今回の棚卸しでは、そこも見ていくという視点はあるのかどうかというところで、今回のこの他府省での活用というのは、多分これは統計を作るために活用したのではないと思うのですが、そこも見ていくようなことがあるのですかねという質問なのですが。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 これは、おっしゃるとおり、他府省で政策的に使っているとかということなので、少しこれとは違うとは思いますが、統計を作るときに、ほかの行政情報とかをどう使っているかとか、そういうことを把握することはできると思います。視点に入れていくことは。今回も近い質問はして、うまく整理できなかったのをお出ししてないのですが、来年以降、もう少し質問の仕方を変えてそこを深く把握することはできるかなと思います。考えてみたいと思います。

○川崎部会長 引き続きの課題として、なるほど、そういう視点もあるというのは今気がつきましたので、分かりました。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 今回も、実は行政記録情報を統計作成にどう使っているかという質問はしているのですが、うまくまとめられなかったの、また少し考えたいと思います。

○川崎部会長 どうぞ、お願いします。

○野呂部会長代理 民間活用ではないのですが、その統計法改正の中で民間データの協力要請もあったと思うのですが、そういうあたりは、今後は棚卸しの中で見ていくようなこともあるのですか。

○川崎部会長 そうですね、その視点は、多分今まで余りこの議論の中に入ってきてないので、これは、今回の調査の中には余りそれに有効な質問は入ってなかったのかもしれないと思います。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 近い視点はあるのですが、よく考えて、来年に向けて調査の仕方、項目を考える中で検討していけたらと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

私からも一つ、先ほどの議論を振り返りながら気が付いたことを申し上げますと、どうしても統計というのは、1個1個見ていくと、何かそれだけだと余り価値がないように見えるのですが、つなげて見ていくとだんだん価値がある、ネットワーク経済性みたいなところがあると思うのです。そうすると、先ほどお話のあった統計の所在情報というのはすごく大事で、この統計は、一見これだけだと何だかよく分からないが、先ほどの山本臨時委員のおっしゃったような、ほかの統計と、これと近いのですという情報があると急に生きてくるようなところもあるかと思うのです。そういう意味で、これを見る際にはこっちも併せて見てください、というような、民間のインターネットショッピングのレコメンド機能に近いものがあったらいいと思うのです。

各府省の部門の努力だけではなくて、全体の統計情報の体系みたいなものの中で分かりやすく提供するということが多分必要になるので、それはスーパーマンみたいな人がいたら、全部あらゆる統計はどういう体系になって、どう使えると示せたらいいのですが、それも難しいと思いますので、各府省からのボトムアップと、それから全体のシステムを作る側のトップダウンとで、両方で何かうまく所在情報、あるいは利用のネットワーク関連といいますか、どれとどれが関連性が高いとか、そういう情報、一遍にはできないかもしれませんが、ステップ・バイ・ステップでも整理できたらいいのかなということをお考え

した。そのあたりは、もし、何かうまい形で提言にまとめられたらいいというのは、今日お話を伺いながら私は感じたことなので、そのあたり、今後また最終的な報告書にする段階で議論していただけたらと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、大分御熱心な議論をいただいてありがとうございました。時間超過をしてしまつて申しわけございません。これで一応全部の資料が終わりました。

この後のことなのですが、当面、前回決定しました「当面の部会の進め方」というのがありますが、それに沿いまして、年明けの1月に予定されている統計委員会に、第1回・第2回の本部会の審議状況について、私から中間報告をさせていただきたいと思えます。

そのような中間報告をするに当たっては、資料を作成いたしまして、私と事務局で相談しながら作りますが、その段階で御相談することが出てくるかと思えますので、事務局からメールで皆様にその案について御意見をいただこうかと思えますので、そのときはまた御確認をお願いします。

ということで、一応これで本日の議論はここまでとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

では、これで審議を終わらせていただきますが、この後、事務局から今後の日程について御連絡をお願いしたいと思います。

○**神棒総務省統計委員会担当室長補佐** 次回は、来年の2月27日、水曜日の13時半から開催する予定になっております。場所は本日と同じ若松庁舎6階のこの会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○**川崎部会長** ということで、次回は報告書案についての審議という形になってまいりますので、また引き続き活発な御議論をよろしく願いいたします。

御熱心な審議をどうもありがとうございました。これで終わります。